

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（注）平成三十年六月八日、同年六月十八日及び十月十二日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前（注）
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）</p> <p>【一～五 略】</p> <p>六 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 自己資本比率告示第二百三十一条第一項第一号から第四号まで（自己資本比率告示第二百八十五条の二第二項において適用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>【一～五 同左】</p> <p>六 [同左]</p> <p>イ [同左]</p> <p>ロ 自己資本比率告示第二百三十二条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百三十七条第二項及び第二百八十五条の四第一項において適用する場合を含む。）に規定する体制</p>

概要

[八～ト 略]

[七～十二 略]

[4・5 略]

の整備及びその運用状況の概要

[八～ト 同左]

[七～十二 同左]

[4・5 同左]

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号		イ	ロ	[略]
		リスク・アセット		
		当期末	前期末	
[略]				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象とな っている証券化エクスポージャー			
13	うち、 <u>内部格付手法</u> または内 部評価方式適用分			
14	うち、 <u>外部格付</u> または外部格 付方式適用分			
15	うち、 <u>標準的手法</u> または標準 的手法適用分			
[略]				

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号		イ	ロ	[同 左]
		リスク・アセット		
		当期末	前期末	
[同左]				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象とな っている証券化エクスポージャー			
13	うち、 <u>内部格付手法</u> における外部格 付または内部評価方式適用分			
14	うち、 <u>内部格付</u> または内部格 付方式適用分			
15	うち、 <u>標準的手法</u> または標準 的手法適用分			
[同左]				

(注)
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~aa 略]

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エ

(注)
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~aa 同左]

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法における

クスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載すること
を要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、標準的手法進捗方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法進捗方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、標準的手法進捗方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法進捗方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載すること
を要しない。

hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

指定関数方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己

11 項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日

前となる場合には、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となつてゐる証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となつてゐる証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となつてゐる証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となつてゐる証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合においては、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁・財務省・経済産業省告示第 号）第●条の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びヘ欄は記載することとは要しない。）。

kk [略]
ll [略]
mm [略]
nn [略]
oo [略]

資本」の項イ欄の合計額と一致する。

【加える。】

11 [同左]
kk [同左]
ll [同左]
mm [同左]
nn [同左]

22 〔略〕
29 〔略〕
27 〔略〕
28 〔略〕
25 〔略〕

〔(第二面)～(第二十一面) 略〕
(第二十二面)

〔表略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 〔略〕

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十三号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない

20 〔同左〕
22 〔同左〕
29 〔同左〕
27 〔同左〕
28 〔同左〕
25 〔同左〕

〔(第二面)～(第二十一面) 同左〕
(第二十二面)

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 〔同左〕

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十三号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後

場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないうちを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないうちを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないうちを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

h 四欄又は五欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示

のものとす。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄から六欄までには、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。

e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとす。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 同左]

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリ

示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。)

の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額は子欄に計上すること。

[i~] 略]

(第二十三面)

【表略】

a [略]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一号第六十三号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二十三号第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二十三号第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二十三号第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二十三号第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

バティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポージャーの額をロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額は子欄に計上すること。

[i~] 同左]

(第二十三面)

【同左】

a [同左]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一号第六十三号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二十三号第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二十三号第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条件が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条件が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している

d 三欄からペ欄までには、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。

e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 同左]

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポージャーの額をロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上する

場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額は
 子欄に計上すること。

[i~] 略]

(第二十四面)

(単位：百万円)

SBC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスプोजチャー及び関連する 所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）		イ	【略】
項番		イ	】
		合計	
【略】			
	エクスプोजチャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法 ¹ 準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスプोजチャー		
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスプोजチャー		
8	標準的手法 ² 準拠方式が適用される証券化エクスプोजチャー		
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスプोजチャー		
	信用リスク・アセットの額（算出方法の別）		

こと。

[i~] 同左]

(第二十四面)

(単位：百万円)

SBC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスプोजチャー及び関連する 所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）		イ	【同左】
項番		イ	左]
		合計	
【同左】			
	エクスプोजチャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法 ¹ における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスプोजチャー		
7	内部格付手法 ¹ における指定関数方式が適用される証券化エクスプोजチャー		
8	標準的手法 ² が適用される証券化エクスプोजチャー		
9	自己資本比率 ³ 告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスプोजチャー		
	信用リスク・アセットの額（算出方法の別）		

10	内部格付手法 <u>準備方式</u> 又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	
11	外部格付 <u>準備方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
12	標準的手法 <u>準備方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
13	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	内部格付手法 <u>準備方式</u> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	外部格付 <u>準備方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	標準的手法 <u>準備方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~c 略]

10	内部格付手法における外部格付 <u>準備方式</u> 又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	
11	内部格付手法における <u>指定関数方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット	
13	自己資本比率告示 <u>第二百三十条第一項の規定</u> により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	内部格付手法における外部格付 <u>準備方式</u> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	内部格付手法における <u>指定関数方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	自己資本比率告示 <u>第二百三十条第一項の規定</u> により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウエイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウエイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百三十一条の第二項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

f 項番9 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウエイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

g 項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百三十五条第一項（自己資本比率告示第二百五十三条第一項において適用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百三十五条第一項（自己資本比率告示第二百五十三条第一項において適用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百三十八条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

【加える。】

f 項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

⌚ 項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

⌛ 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

⌜ 項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

⌝ 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌞ 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」

⌟ 項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

⌠ 項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

⌡ 項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

⌢ 項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌣ 項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」

の項イ欄の額及び第二十五面の項番15「外部格付進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付進捗方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉔ 項番16「標準的手法進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番16「標準的手法進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法進捗方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉕ 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉖ [略]

㉗ [略]

(第二十五面)

(単位：百万円)

SBC4:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する
所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）

る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉔ 項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉕ 項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉖ [同左]

㉗ [同左]

(第二十五面)

(単位：百万円)

SBC4:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する
所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）

項番	イ	合計	【略】
【略】			
	エクスポージャーの額 (算出方法別)		
6	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー		
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー		
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー		
	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)		
10	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		
11	外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット		
12	標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット		
13	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット		

項番	イ	合計	【同左】
【同左】			
	エクスポージャーの額 (算出方法別)		
6	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャー		
8	標準的手法が適用される証券化エクスポージャー		
9	自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー		
	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)		
10	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		
11	内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット		
12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット		
13	自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット		

	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法</u> <u>進捗方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	<u>外部格付</u> <u>進捗方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	<u>標準的手法</u> <u>進捗方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 略]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」 の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額) を記載すること。

e 「所要自己資本の額 (算出方法別)」 の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額 (自己資本比率告示第二百五十条に規定す

	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法</u> における <u>外部格付</u> <u>進捗方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	<u>内部格付手法</u> における <u>指定関数方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	<u>標準的手法</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」 の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第二百三十五条第一項 (自己資本比率告示第二百五十三条第一項において準用する場合を含む。)) に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額) を記載すること。

e 「所要自己資本の額 (算出方法別)」 の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額 (自己資本比率告示第二百三十五条第一項

るリスク・ウエイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百三十一条の第二項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額) を記載すること。

Ⓙ 項番9 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウエイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

Ⓚ 項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び

(自己資本比率告示第二百五十三条第一項において運用する場合を含む。)に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百三十八条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額) を記載すること。

[加える。]

Ⓙ 項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓚ 項番11 「内部格付手法における指定開数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番11 「内部格付手法における指定開数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定開数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番12 「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四

第二十四面の項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項
イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となつて
いる証券化エクスポージャーのうち、標準的手法」の項イ欄の額と一致
する。

イ 項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リ
スク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番13「1250%のリスク・ウエイトが
適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計
額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となつている証券化エクスポ
ージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

ロ 項番14「内部格付手法」又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー
に係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番14「内部格付手法」又は
内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の
額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となつて
いる証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法」の項ハ
欄の額と一致する。

リ 項番15「外部格付」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」
の項イ欄の額及び第二十四面の項番15「外部格付」が適用される証券化エクスポ
ージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リス
ク・アセットの額の算出対象となつている証券化エクスポージャーのうち、外部格付
方式」の項ハ欄の額と一致する。

面の項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額
は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となつている証券化エク
スポージャーのうち、標準的手法」の項イ欄の額と一致する。

イ 項番13「自己資本比率」第百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイト
が適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び
第二十四面の項番13「自己資本比率」第百三十条第一項の規定により1250%のリス
ク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項
イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となつて
いる証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致
する。

ロ 項番14「外部格付」における外部格付」又は内部評価方式が適用される証券化
エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番14「内部格
付手法」における外部格付」又は内部評価方式が適用される証券化エクスポ
ージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リス
ク・アセットの額の算出対象となつている証券化エクスポージャーのうち、内部格付
方式」の項ハ欄の額と一致する。

リ 項番15「内部格付」における指定関数」が適用される証券化エクスポージャーに係
る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番15「内部格付」における指定関
数」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計
額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となつて
いる証券化エクスポージャーのうち、内部格付
方式」の項ハ欄の額と一致

Ⓐ 項番16「標準的的手法進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番16「標準的的手法進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となつていない証券化エクスポージャーのうち、標準的的手法進捗方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓑ 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となつていない証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓒ [略]

Ⓓ [略]

【(第二十六面)～(第三十二面) 略】

する。

Ⓐ 項番16「標準的的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番16「標準的的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となつていない証券化エクスポージャーのうち、標準的的手法適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓑ 項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となつていない証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓒ [同左]

Ⓓ [同左]

【(第二十六面)～(第三十二面) 同左】

(別紙様式第三号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号	イ	ロ	[略]	
			リスク・アセット	
			当中間期末	前中間期末
[略]				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象とな			
っている証券化エクスポージャー				
13	うち、 <u>内部格付手法</u> 適用分又は内			
	部評価方式適用分			
14	うち、 <u>外部格付</u> 適用分			
	うち、 <u>標準的手法</u> 適用分			
15	うち、 <u>標準的手法</u> 適用分			
	うち、 <u>1250%のリスク・ウェイト</u> 適用分			
[略]				

(別紙様式第三号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号	イ	ロ	[同左]	
			リスク・アセット	
			当中間期末	前中間期末
[同左]				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象とな			
っている証券化エクスポージャー				
13	うち、 <u>内部格付手法</u> における <u>外部格付</u>			
	<u>適用分</u> 又は <u>内部評価方式</u> 適用分			
14	うち、 <u>内部格付</u> における <u>指定関</u>			
	<u>数方式</u> 適用分			
15	うち、 <u>標準的手法</u> 適用分			
	うち、 <u>1250%のリスク・ウェイト</u> 適用分			
[同左]				

(注)
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~aa 略]

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エ

(注)
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~aa 同左]

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法における

クスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、標準的手法進捗方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法進捗方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、標準的手法進捗方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法進捗方式」が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

指定関数方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法」が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己

11 項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十

一日前となる場合には、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合においては、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁・財務省・経済産業省告示第 号）第

●条の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前中間期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は記載することは要しない）。

kk [略]
ll [略]
mm [略]
nn [略]

資本」の項イ欄の合計額と一致する。
[加える。]

11 [同左]
kk [同左]
ll [同左]
mm [同左]

oo [略]
pp [略]
qq [略]
rr [略]
ss [略]
tt [略]

〔(第二面)～(第十六面) 略〕
(第十七面)

〔表略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [略]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十三号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十

uu [同左]
oo [同左]
pp [同左]
qq [同左]
rr [同左]
ss [同左]

〔(第二面)～(第十六面) 同左〕
(第十七面)

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [同左]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十三号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に

条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄から**へ欄**までには、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。

e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 同左]

h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額は子欄に計上すること。

【i～】 略】

(第十八面)

【表略】

a [略]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第六十三号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポージャーの額をロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額は子欄に計上すること。

【i～】 同左】

(第十八面)

【同左】

a [同左]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第六十三号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該

取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条件が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条件が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百三十条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している

取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄からヘ欄までには、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。

e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 同左]

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポージャーの額をロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上する

場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額は
 子欄に計上すること。

[i~] 略]

(第十九面)

(単位：百万円)

SBC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスプोजチャー及び関連する 所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）		イ	【略】
項番		イ	】
		合計	
【略】			
	エクスプोजチャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法 ¹ 準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスプोजチャー		
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスプोजチャー		
8	標準的手法 ² 準拠方式が適用される証券化エクスプोजチャー		
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスプोजチャー		
	信用リスク・アセットの額（算出方法の別）		

こと。

[i~] 同左]

(第十九面)

(単位：百万円)

SBC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスプोजチャー及び関連する 所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）		イ	【同左】
項番		イ	左]
		合計	
【同左】			
	エクスプोजチャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法 ¹ における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスプोजチャー		
7	内部格付手法 ² における指定関数方式が適用される証券化エクスプोजチャー		
8	標準的手法 ³ が適用される証券化エクスプोजチャー		
9	自己資本比率 ⁴ 告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスプोजチャー		
	信用リスク・アセットの額（算出方法の別）		

10	内部格付手法 <u>準備方式</u> 又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	
11	外部格付 <u>準備方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
12	標準的手法 <u>準備方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
13	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	内部格付手法 <u>準備方式</u> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	外部格付 <u>準備方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	標準的手法 <u>準備方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~c 略]

10	内部格付手法における外部格付 <u>準備方式</u> 又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	
11	内部格付手法における <u>指定関数方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット	
13	自己資本比率告示 <u>第二百三十条第一項の規定</u> により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	内部格付手法における外部格付 <u>準備方式</u> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	内部格付手法における <u>指定関数方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	自己資本比率告示 <u>第二百三十条第一項の規定</u> により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~c 同左]

- d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウエイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。
- e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウエイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百三十一条の第二項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。
- f 項番9「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウエイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。
- g 項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

- d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百三十五条第一項（自己資本比率告示第二百五十三条第一項において適用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額）を記載すること。
- e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百三十五条第一項（自己資本比率告示第二百五十三条第一項において適用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百三十八条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。
【加える。】
- f 項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用

Ⓙ 項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓚ 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券

分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓨ 項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓩ 項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓚ 項番13「自己資本比率告示第二百三十一条の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番13「自己資本比率告示第二百三十一条の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセッ

化エクスポージャーのうち、内部格付手法進捗方式又は内部評価方式適用分」の項へ欄の額と一致する。

⌚ 項番15「外部格付進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額及び第二十面の項番15「外部格付進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付進捗方式適用分」の項へ欄の額と一致する。

⌛ 項番16「標準的手法進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額及び第二十面の項番16「標準的手法進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法進捗方式適用分」の項へ欄の額と一致する。

⌜ 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額及び第二十面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項へ欄の額と一致する。

⌝ [略]

⌞ [略]

トの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付進捗方式又は内部評価方式適用分」の項へ欄の額と一致する。

⌚ 項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額及び第二十面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項へ欄の額と一致する。

⌛ 項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額及び第二十面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項へ欄の額と一致する。

⌜ 項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額及び第二十面の項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項へ欄の額と一致する。

⌝ [同左]

⌞ [同左]

(第二十面)

(単位：百万円)

SBC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する 所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）		イ		【略】
項番			合計	】
【略】				
	エクスポージャーの額（算出方法別）			
6	内部格付手法 <u>準備方式</u> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー			
7	外部格付 <u>準備方式</u> が適用される証券化エクスポージャー			
8	<u>標準的手法</u> <u>準備方式</u> が適用される証券化エクスポージャー			
9	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー			
	信用リスク・アセットの額（算出方法の別）			
10	内部格付手法 <u>準備方式</u> 又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット			
11	外部格付 <u>準備方式</u> により算出した信用リスク・アセット			

(第二十面)

(単位：百万円)

SBC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する 所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）		イ		【同左】
項番			合計	左】
【同左】				
	エクスポージャーの額（算出方法別）			
6	内部格付手法における外部格付 <u>準備方式</u> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー			
7	内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャー			
8	<u>標準的手法</u> が適用される証券化エクスポージャー			
9	自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー			
	信用リスク・アセットの額（算出方法の別）			
10	内部格付手法における外部格付 <u>準備方式</u> 又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット			
11	内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット			

12	標準的手法 準備方式 により算出した信用リスク・アセット	
13	<u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法準備方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	<u>外部格付準備方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	標準的手法 準備方式 が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	<u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 略]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示**第二百五十一条**に規定するリスク・ウエイトに関する上限を適用する前の額) を記載すること。

12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット	
13	自己資本比率告示 第二百三十一条 の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法</u> における外部格付準備方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	<u>内部格付手法</u> における指定 関数方式 が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	自己資本比率告示 第二百三十一条 の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示**第二百三十五条**第一項 (自己資本比率告示**第二百五十三条**第一項において準用する場合を含む。)に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額) を記載す

「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウエイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百三十一条の第二項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

㉑ 項番9 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウエイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

㉒ 項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分の項イ欄の額と一致する。

㉓ 項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証

ること。

「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百三十五条第一項（自己資本比率告示第二百五十三条第一項において適用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百三十八条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

【加える。】

㉑ 項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分の項イ欄の額と一致する。

㉒ 項番11 「内部格付手法における指定開数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番11 「内部格付手法における指定開数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセ

券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓙ 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓚ 項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポ

ットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓙ 項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓚ 項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番15「内部格付手法における指定関数

ジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、外部格付連拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉑ 項番16「標準的手法連拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番16「標準的手法連拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法連拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉒ 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉓ 【略】

㉔ 【略】

【(第二十一面)～(第二十五面) 略】

方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉑ 項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉒ 項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉓ 【同左】

㉔ 【同左】

【(第二十一面)～(第二十五面) 同左】

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式の該当番号	信用リスク・アセットの額の算出対象とな っている証券化エクスポートジャー	イ		ロ	
		リスク・アセット		[略]	
		当四半 期末	前四半 期末		
[略]					
12	信用リスク・アセットの額の算出対象とな っている証券化エクスポートジャー				
13	うち、 <u>内部格付手法</u> 適方式又は内 部評価方式適用分				
14	うち、 <u>外部格付</u> 適方式適用分				
15	うち、 <u>標準的</u> 手法適方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適 用分				
[略]					

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式の該当番号	信用リスク・アセットの額の算出対象とな っている証券化エクスポートジャー	イ		ロ	
		リスク・アセット		[同 左]	
		当四半 期末	前四半 期末		
[同左]					
12	信用リスク・アセットの額の算出対象とな っている証券化エクスポートジャー				
13	うち、 <u>内部格付手法</u> における <u>外部格 付</u> 適方式又は内部評価方式適用分				
14	うち、 <u>内部格付</u> 手法における <u>指定関 数</u> 方式適用分				
15	うち、 <u>標準的</u> 手法適方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適 用分				
[同左]					

(注)
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~aa 略]

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする

(注)
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~aa 同左]

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末

中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付進捗方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、外部格付進捗方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付進捗方式」が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法進捗方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法進捗方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法進捗方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法進捗方式」が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年

を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法における指定関数方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法における指定関数方式」が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法」が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

jj 項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の額の算出対象となっており、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分、指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項（項番を付さないこと。）

hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

【加える。】

を追加すること。この場合においては、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁・財務省・経済産業省告示第 号）第●条の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号へ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前四半期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は記載することは要しない）。

kk [略]
ll [略]
mm [略]
nn [略]
oo [略]
pp [略]
qq [略]
rr [略]
ss [略]
tt [略]

【（第二面）～（第四面） 略】

jj [同左]
kk [同左]
ll [同左]
mm [同左]
nn [同左]
oo [同左]
pp [同左]
qq [同左]
rr [同左]
ss [同左]

【（第二面）～（第四面） 同左】

備考 表中の「」の記載は注記である。